

廃棄物海洋投入到新許可制度 環境省



2004年3月9日の閣議で「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)」の改正案が閣議決定され、第159回国会に提出されることになりました。

この改正案はあと1~2年中に発効予定となっている「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)の1996年議定書の批准への準備を目的としたものです。

内容

(1) 廃棄物の海洋投入処分を行うに当たり、排出事業者ごとに

- ・ 廃棄物減量化のための取組み
- ・ 廃棄物の特性
- ・ 排出予定海域の環境に与える影響評価の結果

等に関する審査を行い、適切な場合に限り環境大臣が処分許可を与える許可制度を新設する

(2) 当該許可に基づき廃棄物を排出する際には、海上保安庁長官による確認を受けることが義務付けられる

(3) 現在一部認められている陸上起因の廃棄物の洋上焼却を全面禁止する

(4) その他新たな許可制度に係る罰則規定等所要の規定を整備する

資料:2004年3月8日付 EIC ネット

総務部 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

